

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

表 米国の対ロ追加制裁に基づく米国からロシア向けの輸出・再輸出許可ルール

| 内容 | 扱い |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 生物・化学兵器を理由として管理されている製品・技術 | 「原則として不許可」のケースバイケース原則に基づき許可 |
| テロ活動防止(AT)、犯罪防止(CC)、火器規制(FC)、ミサイル関連拡散防止規制(MT)、核拡散防止規制(NP)、地域安定規制(RS)によって管理されている製品・技術 | 今回の追加制裁制定以前のロシアに対する輸出許可政策に一致する場合に、ケースバイケース原則で許可 |
| 民間固定翼航空機の飛行の安全に必要な製品・技術 | |
| ロシア国民へのみなし輸出・再輸出(注1)される製品・技術 | |
| ロシアにおける米国・その他外国子会社向けの製品・技術 | |
| 政府宇宙協力・商業宇宙打ち上げ支援向けの製品・技術 | |
| ロシアの商用・民間エンドユーザー向けの製品・技術 | |
| 政府、国際機関、条約対応の輸出・再輸出許可例外(GOV) | |
| 暗号規制該当品目の輸出・再輸出許可例外(ENC) | |
| 以前輸出された装置の1対1の部品交換、修理のためにいったん返却された貨物・ソフトウェア返送のための輸出・再輸出許可例外(RPL) | |
| 米国を出国する個人、その同伴家族が、個人的使用のために、貨物、ソフトウェア、技術を輸出・再輸出する際の許可例外(BAG) | |
| 一時的な輸出・再輸出、一時的に米国にある品目の輸出・再輸出に関する許可例外(TMP) | |
| 販売促進用技術、マスマーケット・ソフトウェア、アップデート・ソフトウェアなどの輸出に関する許可例外(TSU) | |
| 貨物の再輸出に関する許可例外(APR) | |
| 「D:1国群」(北朝鮮を除く、注2)向けの国家安全保障規制品目であって、最終用途が民生用途であること、軍事用途・軍事エンドユーザーに使われない場合の許可例外(CIV) | |
| 航空機の米国外への出発、航空機、船舶で恒常的に使用される機器・補修部品、基礎研究のための宇宙船・部品の輸出許可例外(AVS) | |
| | |

(注1) 米国内で米国籍以外の者に、米国原産の技術やソースコードを開示する場合、その国向け輸出とみなされる。

(注2) CIS(ウクライナ含む)12カ国のほか、中国、マカオ、北朝鮮、モンゴル、ベトナム、カンボジア、ラオス、イラク、リビア、ベネズエラが含まれる。

(出所) 米国公告10855号よりジェトロ作成